

神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(県内中小企業者の範囲等)

第2条 要綱第2条第1号ただし書きの規定により、知事が別に定める事業者は次の各号に定める事業者とする。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 公序良俗に反する等、補助することがふさわしくないと認められるもの

(補助金支給要件)

第3条 要綱に定めのない、補助金の支給要件は次のとおりとする。

(1) 要綱第3条第1項に該当する補助事業は、補助事業の着手日から完了日までの期間に、次のアまたはイを実施し、かつ、ウまたはエを実施することとする。

ア テレワークに必要な通信機器等を導入・運用すること

イ テレワークを実施可能な就業規則等を策定又は改定すること

ウ 要綱第5条第1項1号に該当する補助事業者は、神奈川県が実施する「神奈川県テレワーク導入促進事業」のうち「アドバイザー派遣」で派遣されたアドバイザーの助言に基づき、導入試行等の取組を実施すること

エ 要綱第5条第1項2号に該当する補助事業者は、常時雇用する労働者に2日以上、アまたはイの実施内容を利用したテレワーク（在宅勤務型又はサテライトオフィス勤務型に限る）を実施させること

(2) 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととし、県の感染防止対策取組書の登録及び施設内に掲示を行うこと

(各種様式関係)

第4条 要綱に定めのない、補助事業遂行上必要な様式は、次のとおりとする。

(1) 要綱第7条に定める神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金交付申請書の添付書類は、「役員等氏名一覧表（様式1-2）」、「補助事業計画書（様式1-3）」、「収支計算書（様式1-4）」「導入するテレワーク環境及び構築図（様式1-5）」とし、その他の添付書類は別表1のとおりとする。

(2) 要綱第17条に定める神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金実績報告書の添付書類

は、「補助事業報告書（様式11-2）」、「収支決算書（様式11-3）」とし、その他の添付書類は別表2のとおりとする。

(3) 要綱第21条に定める台帳とは、「取得財産等管理台帳（様式15）」とする。

(検査)

第5条 知事は、補助事業が適正に行われたかを確認するため、補助事業の完了後、現地調査等により事業の完了状況を検査することができる。

附 則

この要領は、令和2年8月31日から適用する。

別表1 申請に必要な添付書類一覧表

添付書類	備考
補助対象経費の見積書その他これに相当する資料	写し
(法人の場合) 県税事務所の受付印が押印された法人県民税・事業税の確定申告書の第六号様式及び第十号様式※ ※第十号様式は、2以上の都道府県に事務所等を有し確定申告書に添付している場合 (個人事業者の場合) 税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書第一表、第二表及び白色申告の場合は収支内訳書(1・2面)、青色申告の場合は所得税青色申告決算書(1～4面)※ ※ただし、決算期を迎えていない場合は個人事業の開業・廃業等届出書	写し
その他知事が必要と認める書類	—

別表2 報告に必要な添付書類一覧表

添付書類	備考
感染防止対策取組書※ ※施設内に掲示しているもの 「感染防止対策取組書」とは、店舗・施設等が、業種ごとに定められた感染防止対策のガイドライン等に沿った対策を実施しているかを、一覧で示すことができる県の取組をいう。	写し